

「黒い雨」訴訟 控訴申立てについての声明

- 1 「黒い雨」訴訟に関し、2020年7月29日、広島地方裁判所民事第2部（高島義行裁判長）が原告84名全員に被爆者健康手帳の交付を命じる等した原告ら全面勝訴判決（以下「広島地裁判決」という。）に対し、被告である広島市及び広島県並びに参加行政庁である厚生労働大臣は、本日、広島高等裁判所に対し、控訴を申し立てた。
- 2 被告である広島市及び広島県は、これまで「黒い雨」被爆者と手を携えて、国（厚生労働省）に対し、第一種健康診断特例区域の見直しを求めてきた。広島地裁判決後は、原告団・弁護団・支援する会の控訴断念等を求める申入れを踏まえて、国（厚生労働省）に対し、控訴断念を容認する政治決断を行なうよう強く申し入れてきた。広島市及び広島県が、国（厚生労働省）に対し、「黒い雨」被爆者の75年に及ぶ苦難に満ちた人生に寄り添い、「黒い雨」被爆者を救済するよう強く求めてきたことについては、率直に評価をしたい。
ところが、国（厚生労働省）は、広島地裁判決には、①長崎被爆体験者訴訟における最高裁判例と異なる見解が含まれていること、②十分な科学的知見に基づいているとはいえない点があることを理由として、広島市及び広島県に対し、控訴するように求め、結局、本日の控訴となった。
しかし、国（厚生労働省）の指摘は、広島地裁判決で示された最高裁判例を踏まえた被爆者援護法の法解釈と、法解釈の裏付けとなっている科学的知見を理解しない、国（厚生労働省）の独自の見解と言わざるを得ない。
すなわち、被爆者援護法は、原爆投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が、他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることに着目して、国家補償的配慮等に基づき被爆者援護のための諸制度を規定しているのであり、法は、原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情の下にあった者を「被爆者」と認定して、被爆者援護の対象としているのである。
そして、被爆者援護法及びその前身である原爆医療法等の被爆者援護法制は、原爆投下直後の調査・研究やその後の科学的知見も踏まえて、「黒い雨」には放射性微粒子が含まれる蓋然性があることを当然の前提としてきたのであり、だからこそ宇田強雨域を健康診断特例措置の対象地域とし、造血機能障害、肝臓機能障害等の原爆の影響との関連が想定される障害を伴う疾病に罹患した者について、「原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情の下にあった者」として、被爆者援護法1条3号に該当する「被爆者」と認定してきたのである。
そして、「黒い雨」降雨域を推定する研究結果である、宇田雨域、増田雨域及び大瀧雨域といった研究成果を踏まえれば、「黒い雨」降雨域は宇田雨域にとどまるものではなく、より広範囲に「黒い雨」が降った事実を確実に認めることができる。
宇田強雨域外の「黒い雨」被爆者についても、宇田強雨域に含まれる第一種健康診断特例区域に所在したとの事実と同程度の事情が認められ、「黒い雨」に曝露した事実が認められれば、原爆の影響との関連が想定される障害を伴う疾病に罹患した事実をもって、被爆者援護法1条3号に該当する「被爆者」と認定できるという広島地裁判決は、最高裁判例を含む被爆者援護法の法体系や、それを基礎付ける科学的知見とも合致するものであることは明らかであるとい

える。

- 3 なお、国（厚生労働省）は、広島地裁判決について控訴するとともに、「黒い雨」地域拡大も視野に入れつつ、これまで蓄積されてきたデータの最大限の活用など最新の科学的技術を用いて「黒い雨」地域の検証を実施すると表明した。

しかし、今から科学的な検証を行なう段階であるというのに、「黒い雨」地域拡大を視野に入れるというのは、国（厚生労働省）が「科学」ないし「科学的知見」を政治的な文脈で捉えていることの証左であると言わざるを得ない。

前述したとおり、広島地裁判決において、最高裁判例を踏まえた被爆者援護法の法解釈と、法解釈の裏付けとなっている「黒い雨」及びその健康影響等に関する科学的知見は既に示されているのである。

国（厚生労働省）に求められていたのは、最高裁判例を踏まえた被爆者援護法の法解釈と、法解釈の裏付けとなっている「黒い雨」及びその健康影響等に関する科学的知見を明示した広島地裁判決を受け入れて、84名の原告と、原告以外の「黒い雨」被爆者を救済する政治決断であった。しかし、国（厚生労働省）は「科学」ないし「科学的知見」を口実として、控訴するという不当な「政治決断」を行なった。国（厚生労働省）の「政治判断」は、被爆75年をむかえ高齢化が進む「黒い雨」被爆者の苦難に満ちた人生と、援護対象区域の拡大を切望しつつ無念のうちに亡くなった多くの「黒い雨」被爆者の思いを踏みにじるものであり、ここに抗議する。

- 4 原告ら「黒い雨」被爆者の闘いは、広島高裁の控訴審で継続することとなった。「黒い雨」訴訟原告団・弁護団及び原爆「黒い雨」訴訟を支援する会は、控訴審においても広島地裁判決が維持され、「黒い雨」被爆者を「被爆者」と認定し、被爆者健康手帳の交付を認める判断が示されるよう、そして宇田強雨域外の「黒い雨」被爆者を被爆者援護施策の対象外としてきたこれまでの被爆者援護行政の転換がなされ、全ての「黒い雨」被爆者が救済されるよう、全力で闘い抜くことを宣言する。

2020年8月12日

「黒い雨」訴訟原告団・弁護団
「黒い雨」訴訟を支援する会